

エコテックス規格 100 有害物質に対する最新規制内容について

エコテックス国際共同体は、2015年から適用する繊維製品に関わる新たな有害物質の規制内容を公表しました。ご存知の通り、エコテックス規格 100 は、全世界の有害物質規制に対応できるよう、その規制物質・規制値等を毎年更新しています。経済・社会等あらゆる分野においてグローバルスタンダードが求められる状況下、有害物質に関して誰もが認める世界的安全基準となっています。

本号では、世界中の繊維産業がその動向を注目している、エコテックス規格 100 の最新規制内容の変更点をお伝えします。

ポイント1>> 6 価クロム

皮革に対する規制値が緩和されました
(0.5→3.0 mg/kg)。☆ISO 17075 に対応

ポイント2>> カドミウム (含有)

規制値が厳格化されました。(100→40 mg/kg)

☆米国ワシントン州規制に対応

ポイント3>> フタレート (含有)

対象物質が2種類追加されました
(DHxP, DIHxP)。☆欧州 REACH 規制に対応

ポイント4>> 難燃剤

規制が全製品分類に拡大され、IV類でも使用不可となりました(ただし、エコテックス認可剤は全製品分類で使用可能です)。

☆欧州、米国、カナダ規制に対応

ポイント5>> 残留有機溶剤

対象物質が1種類追加されました
(ホルムアミド)。

☆欧米企業 RSL、フランス規制に対応

ポイント6>> 残留界面活性剤 (AP,APEO)

規制値が厳格化されました(ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレート、オクチルフェノール、オクチルフェノールエトキシレートの合計値 250→100mg/kg)。

☆欧米企業 RSL、ZDHC に対応

ポイント7>> フッ素系化合物 (PFC's)

PFOS に合わせ、PFOA 規制の単位が変更されました(0.1mg/kg→0.1 μ g/m²)。

☆ノルウェー規制、ZDHC に対応

ポイント8>> 発ガン性染料 (AP,APEO)

規制物質として、顔料が初めて指定されました。C. I. Pigment Yellow 34 及び C. I. Pigment Red 104 の2種類です。

☆欧州 REACH 規制に対応

これに伴い従来は「発ガン性染料」として分類していた名称が、「発ガン性染料/顔料」に変更されました

今年4月、繊維製品に関わる特定芳香族アミンを規制する法律が公布される予定です(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)。エコテックス事業所では、アゾ試験等を含めまして繊維製品に含まれる有害物質の化学分析を受け付けております。